

(宛先) 板 橋 区 長

土地所有者

住 所

氏 名

電 話 ()

実印

実務取扱者

住 所

氏 名

担 当 者

電 話 ()

職印等

土地境界確定・土地境界確認申出書

私所有の下記土地と隣接する板橋区土木部保管区有地(道路水路等)との境界(地図赤線の箇所)の土地境界確定・土地境界確認を申し出ます。

記

- 1 土地の所在・地番 板橋区 番
- 2 申 出 目 的 (1) 分筆 (2) 地積更正 (3) 売買 (4) 物納 (5) 贈与 (6) 建築確認
(該当するものに○) (7) 開発許可 (8) その他 ()
- 3 添 付 書 類 (1) 全部事項証明書(土地)
(2) 印鑑証明書・資格証明書(法人による申出)
(3) 相続を証する書面(相続人による申出)
(4) その他必要書面 () } 各1部
(5) 土地所有者調査書
(6) 地図(公図)の写し } 2部
(7) 現況実測平面図
(8) その他参考資料 () } 各1部
(9) 案内図

*** 板橋区土木部保管区有地(道路水路等)であることを確認のうえ申し出ください。
従前に国土交通省所管国有地、財務省所管国有地であった道路水路及び道路畦畔等の場合は、
区で譲与を受けたものと受けていないものがあります。譲与の有無を区の窓口で確認のうえ申
し出ください。**

課 長	文書主任	係 長	担 当	受 理	令和 年 月 日
				東京都板橋区土地境界確定・土地境界確認 事務取扱要綱第8条規定に基づき申出書を受 理します。	

(裏面に記載された注意事項を確認してください)

申出書の添付書類は、以下の事項に注意してください。

◎ 添付書類

(1) 全部事項証明書（土地）原本

発効日から**3か月以内**のものを添付してください。

全部事項証明書と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、**住民票・戸籍の附票・商業登記簿抄本・住居表示変更証明書の「写し」等**のいずれかの住所の沿革が判明できる資料を添付してください。

(2) 印鑑証明書・資格証明書 原本

発効日から**3か月以内**のもので、法人の場合は、印鑑証明書に加え、**代表者が確認できる資格証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書、代表者事項証明書等のいずれか）**を添付してください。

(3) 相続を証する書面

相続人関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名の記名押印のうえ添付してください。相続人が複数の場合は、別紙により**相続人全員**で申し出ください。

確認のため、被相続人からはじまる**戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書、裁定書等の写しと原本**を持参してください。原本は確認後お返しします。

(4) その他必要書面

- ① 未成年者、成年被後見人等の場合は、法定代理人を証する書面（写し）。
- ② 共有地の場合は、共有者全員の印鑑証明書（原本）。
- ③ 信託財産の場合は、委託者及び受託者を証する書面（写し）。受益者が設定されている場合は、受益者及び受託者を証する書面（写し）を添付する。
- ④ 差押、裁判所競売開始決定の場合は、債権者又は申立人の同意書（原本）。
- ⑤ 権利関係が複雑な場合は、当事者能力を有することを確認できる書面（写し）。
（例：破産管財人証明、その他裁判所の審判・判決・和解調書等）
写しの場合、必ず原本を持参してください。原本は確認後お返しします。
- ⑥ ①～⑤以外の場合については、事前にご相談ください。
（例：申出地の現況又は地目が境内地又は墓地の場合等）

(5) 土地所有者調査書

申出地の両隣及び道路水路等を挟む反対側の土地（既確定の場合も含む）及び道路敷地等に付された土地の土地登記簿を調査し、下記にもとづき土地所有者調査書を作成し添付してください。

なお、登記簿と住民登録の住所が相違する場合は、両方記入してください。
土地所有者調査書（申出者から順に） 調査年月日 令和 年 月 日
調査者氏名 印

土地所在	地番	地目	地積	登記年月日	所有者名	土地登記簿の住所

(6) 地図（公図）写し

法務局（登記所）備付けの地図（以下「公図」）で発行から3か月以内の「原本」又は「原本を写したもの」を添付してください。

公図に、町名、縮尺、方位、法務局名の記載がある事を確認し、(5)で調査した土地所有者名、調査年月日を記入したうえで、**調査者氏名の記入と押印**をしてください。

調査者の氏名と押印は、法務局登記官公印のある公図（原本）の場合は不要です。
申出地の箇所を赤色で表示し、近隣に参考となる土地境界図等がある場合は、その確定・確

認箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入してください。

インターネットサービスにより取得した場合は、縮尺が正確となるよう印刷してください。
合成公図を作成した場合は、合成前の公図（1部）の提出をお願いします。

(7) 現況実測平面図

平面図は、申出地を含む周辺の道路水路等の現況（L型溝、ブロック塀、境界石等）を測量し、現況幅員、土地の地番、方位等を記入した現況実測図（縮尺1/250を標準）を作成し、調査年月日、調査者氏名を記入のうえ押印してください。

また、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点、延長、幅員等を記入してください。

(8) その他参考資料

必要に応じて、旧公図写し地積測量図等を添付してください。
また、参考となる資料や図面等がありましたら、その名称を申出書の表に記入し、その写しを添付してください。

(9) 現地案内図

地図等の案内図を添付してください。申出箇所には赤色で表示してください。

◎ 申出書の取り扱い

申出書の受理後に、次の事項に該当する場合は、協議不調・協議不能案件として処理いたします。

- (1) 申出書受理後、申出者の要件を欠くことになった場合。
- (2) 申出書受理後、原則として3か月を経過しても現地立会いが終了しない場合。
- (3) 立会い終了後、原則として2か月を経過しても境界図の提出がない場合。

◎ 土地境界図の現地確認

土地境界図（下図）にもとづき、現地に標示された**境界点や引照点等の距離及び角度を実務取扱者の方に実測していただき、所定の誤差範囲であるかどうか確認**させていただきます。

◎ 土地境界図及び複写図の提出

現地確認終了後に、土地境界図作成方法に基づき土地境界図を作成し、**土地境界図（原図）とその写し**を提出していただきます。
写しの提出部数は、土地境界合意通知書交付に**必要な部数+1部**です。

◎ 土地境界図の取扱い

提出いただいた土地境界図については、個人情報を削除したうえで、土木部管理課窓口にて土木部保管区有地の証明用図面として使用いたします。

◎ 申出書の提出及び問合せ先

〒 173-8501
東京都板橋区板橋二丁目6番1号 南館5階
板橋区 土木部 管理課 境界確定係
電 話 03-3579-2507（ダイヤルイン）